

後期高齢者医療保険料

平成28年中の所得に応じて保険料が決定します

保険料 = 均等割額 + 所得割額
(所得 × 所得割率)

※保険料の賦課限度額 57万円

◇均等割額と所得割率

均等割額	39,710円
所得割率	8.07%

均等割額・・・県内の加入者全員に等しく納めていただく金額

所得割額・・・加入者本人の所得に応じて納めていただく金額

※所得が一定以下の世帯の方は、保険料が軽減されます。(軽減割合は右の表のとおり)

保険料をお知らせする通知書は、7月中旬に皆さんへ送付します。

◎均等割額の軽減割合

世帯主及び被保険者の総所得金額が下記基準を超えない世帯	軽減割合
基礎控除額 (330,000円)	8.5割
被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各所得がない	9割
基礎控除額 (330,000円)+270,000円 × 被保険者の数	5割
基礎控除額 (330,000円)+490,000円 × 被保険者の数	2割
後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方	7割

◎所得割額の軽減割合

被保険者本人の総所得金額等	軽減割合
58万円以下 (年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下)	2割

保険料の納め方

納付方法は、特別徴収と普通徴収の2通り

原則は、年金からの天引き(特別徴収)ですが、条件により納付書や口座振替(普通徴収)で、納付していただきます。

▷特別徴収・・・年6回の年金受給時に年金受給額から保険料が天引きされます。

▷普通徴収・・・7月末から翌年2月までの最大年8回、市役所や市内金融機関の窓口、または口座振替で納めていただきます。

普通徴収の方へ

納付は口座振替が便利です

納付書で保険料を納める方については、納め忘れや納付書の紛失が多発していますが、口座振替の手続きをすれば、納め忘れや納めに行く手間が無くなり、とても便利です。

口座振替を希望する方は、通帳と通帳印をお持ちになって金融機関の窓口でお手続きください。

お問い合わせ

○市民課国保年金係(本庁) ☎62-1118

○合川総合窓口センター ☎78-2112

○森吉総合窓口センター ☎72-3115

○阿仁総合窓口センター ☎82-2112

ジェネリック医薬品(後発医薬品)に関する差額通知

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、最初に作られた薬(新薬:先発医薬品)と効き目や安全性が同等であると証明され、厚生労働省が承認した安価な薬です。

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を300円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。(7月、1月に送付予定)

ジェネリック医薬品への切り替えにあたっては、主治医や薬剤師にご相談ください。

柔道整復、はり・きゅう、マッサージの医療費通知

被保険者証を使って医療機関の受診や柔道整復(整骨院等)、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けた全被保険者に「医療費通知書」を送付します。

医療費通知書には受診・施術の回数や医療費などが記載されています。その内容について、お訪ねする場合がありますので、領収書と共に大切に保管してください。



後期高齢者医療制度の加入者の皆さんへ

後期高齢者医療制度とは

「75歳以上の後期高齢者」と「障がいのある65歳から74歳の前期高齢者」を対象とした医療保険制度です。

今回は、保険料と8月から使用する保険証の送付についてお知らせします。

保険証が新しくなります

申請の手続きは必要ありません

8月1日から保険証が、むらさき色からみず色に変わります。7月下旬に皆さんにお届けしますので、8月1日以降は、新しい保険証を病院や薬局などの窓口で提示してください。

今までお使いの保険証(むらさき色)
(有効期限) 平成29年7月31日まで
※8月1日以降は使用できません



新しい保険証(みず色)
(有効期限) 平成29年8月1日から
1年間 平成30年7月31日まで

☆保険証の詐取にご注意ください!

広域連合や市町村職員になりすまし、保険証をだまし取るという事件が発生しています。

手口は「保険証の更新時期なので、古い保険証を回収に来ました。新しい保険証は後日郵送します」と説明し、だまし取るというものです。

だまし取られた保険証は、身分証明書として悪用される場合がありますので、十分にご注意ください。○職員が直接訪問し、古い保険証を回収するようなことはありません。

○不審な訪問を受けた場合は、絶対にその場で保険証は渡さず、お問い合わせ先へご連絡ください。



▷現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方には、保険証と一緒に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を送付します。

入院したときに、この認定証を提示すると、入院時一部負担金と食事の負担額が減額されます。過去に交付を受けていない方には送付されませんので、世帯員全員が住民税非課税で認定証が必要な方は、市民課または各総合窓口センターで申請してください。

医療費の自己負担額

被保険者の所得に応じて、自己負担額の割合と上限が異なります。

所得区分		外来のみ《個人単位》	外来+入院《世帯単位》	
1割負担	3割負担	現役並み所得者	44,400円 (57,600円)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
	課税世帯	一般	12,000円 (14,000円)	44,400円 (57,600円)
		非課税世帯	低所得Ⅱ(区分Ⅱ)	8,000円
	低所得Ⅰ(区分Ⅰ)			15,000円

※平成29年8月から平成30年7月までは()内の自己負担額に変更となります。